

※編集途中のため、見出しと頁番号が一致していませんがご容赦ください。

群馬県過疎地域自立促進方針

(素案・たたき台)

平成~~22~~27年~~8~~〇月

~~(平成26年9月一部変更)~~

群 馬 県

目 次

群馬県過疎地域自立促進方針の策定にあたって	1
1 基本的な事項	2
(1) 過疎地域の現状と問題点	2
(2) 過疎対策の基本的考え方	7
(3) 過疎地域自立促進の基本的方向	8
(4) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	11
2 産業の振興	12
(1) 産業振興の方針	12
(2) 農林水産業の振興	12
(3) 地場産業の振興	15
(4) 企業の誘致対策	15
(5) 起業の促進	16
(6) 商業の振興	16
(7) 観光・レクリエーション	17
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	18
(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針	18
(2) 国道、県道及び市町村道の整備	18
(3) 農道、林道の整備	19
(4) 交通確保対策	19
(5) 情報通信技術利活用の促進	19
(6) 情報通信基盤の整備	20
(7) 地域間交流の促進	20
4 生活環境の整備	21
(1) 生活環境の整備の方針	21
(2) 水道、下水処理施設等の整備	21
(3) 消防防災体制の整備	22
5 輝ける高齢者づくり等の推進高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	23
(1) 輝ける高齢者づくり等の推進高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	23
3	
(2) 「元気・活躍高齢者」づくり高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進等	23
(3) 少子化対策等	24
6 医療の確保	25
(1) 医療の確保の方針	25
(2) 無医地区対策	25

(3) 特定診療科に係る医療確保対策	25
7 教育の振興	26
(1) 教育の振興の方針	26
(2) 公立小中学校の整備等教育施設の整備	26
(3) 社会教育施設等の整備	26
8 地域文化の振興等	27
(1) 地域文化の振興等の方針	27
(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備	27
9 集落の整備	28
(1) 集落整備の方針	28
(2) 集落の再編整備	28
(3) 集落ネットワーク圏の形成支援	28
10 多様な主体と行政の連携及び広域連携の強化	29
(1) 多様な主体と行政の連携	29
(2) 広域連携の強化	29
(3) その他	29
11 地域別自立促進方針	30
(1) 県西部地域（高崎市の区域のうち旧倉渕村の区域）	30
(2) 県南西部地域（藤岡市の区域のうち旧鬼石町の区域、上野村、神流町、下仁田町、南牧村）	30
(3) 県北西部地域（中之条町、嬭恋村、東吾妻町）	32
(4) 県北東部地域（沼田市の区域のうち旧利根村の区域、片品村、みなかみ町）	33
2	
(5) 県東部地域（桐生市の区域のうち旧黒保根村の区域、みどり市の区域のうち旧（勢）東村の区域）	33
（資料編）	33

群馬県過疎地域自立促進方針の策定にあたって

1 策定の趣旨

群馬県過疎地域自立促進方針は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第5条の規定に基づき策定するもので、県が群馬県過疎地域自立促進計画を、過疎地域市町村が市町村過疎地域自立促進計画を策定する際の指針となるものです。

2 対象地域

過疎地域とは、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定による要件（人口減少率及び財政力指数等）を満たし、同条第2項の規定により公示された団体です。本県については、平成~~26~~27年4月1日現在、次の14市町村（5市5町4村）が過疎地域として公示されています。（図－1）

- ①高崎市（旧倉渕村の区域）
- ②桐生市（旧黒保根村の区域）
- ③沼田市（旧利根村の区域）
- ④藤岡市（旧鬼石町の区域）
- ⑤みどり市（旧（勢）東村の区域）
- ⑥上野村
- ⑦神流町
- ⑧下仁田町
- ⑨南牧村
- ⑩中之条町
- ⑪嬭恋村
- ⑫東吾妻町
- ⑬片品村
- ⑭みなかみ町

3 対象期間

平成~~22~~28年4月1日から平成~~28~~33年3月31日までの~~6~~5年間

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

① 過疎地域の状況

本県の過疎地域は、主として北東部、北西部及び南西部の山間地域に位置する農山村で、豊かな自然環境と観光資源に恵まれるとともに、安全・安心な農産物をはじめとする食料・首都圏の水瓶として豊富な水資源を都市部へ供給するなど重要な役割を果たしている地域ですが、急峻な地形のため交通体系や生活環境等の整備水準は他の地域に比べて低い状況にあります。

過疎市町村の面積は3,508.64km²で県の総面積（~~6,362.33~~6362.28km²：平成~~25~~26年国土地理院全国都道府県市区町村別面積調）に占める割合は55.1%であり、県土の約2分の1を占め、人口は104,551人で、県の総人口（2,008,068人：平成22年国勢調査）に占める割合は5.2%です。人口密度は30人/km²と県平均（316人/km²）と比較して10分の1以下と低く、林野率は88%となっています。（表－1）

また、本県過疎市町村は山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（以下「特定農山村法」といいます。）に基づく地域指定を受けている団体が多くなっています。

② 人口動向

昭和30年代以降の日本経済の高度成長は、農山村を中心とする地方の人口を急激に大都市圏へ吸引する結果をもたらし、農山漁村の「過疎問題」と都市部の「過密問題」の要因となりました。

本県全体では、工業の集積等により就業の場の拡大が進んだため、昭和45年以降は平成12年まで人口増加の状況が続いていましたが、過疎地域においては若者を中心に雇用の機会を求めて、県内都市部あるいは県外へ流出し、過疎地域の人口減少が続きました。

過疎地域では、以前に比較すると一時的に緩やかとなっていますが、国立社会保障人口問題研究所の人口推計によれば今後ともは、日本全体で人口が減少していく中で、高齢者人口も含めた更なる人口減少が継続する進行するとみられ予想されています。

1) 人口の推移

国勢調査による本県の人口動向をみると、昭和40年の1,605,584人から平成22年には、2,008,068人と45年間で25.1%増加しましたが、平成12年から平成17年までの間にピークを迎えその後は減少に転じました。

本県過疎地域の人口は、昭和40年には178,947人でしたが、平成22年では104,551人と、

45年間で41.6%減少しました。また5年ごとの減少率は、昭和40年から45年の間で9%を超える高い値を示しましたが、昭和50年代に入ってから4～5%程度とやや鈍化していき、平成12年以降は再び増加傾向にあります。（表－2）

2) 過疎市町村別人口の推移

市町村別では、昭和40年代には全ての過疎市町村で人口の減少が続いていましたが、昭和50年代に入り、人口減少率が鈍化した市町村や人口増加に転じた村が出るなど、過疎市町村間でも過疎化の状況に差異が生じはじめました。

過疎市町村別の人口動向をみると、昭和40年から平成22年までの45年間の減少率が40%以上の地域が9市町村あり、そのうち4市町村で60%を超えています。平成17年から平成22年までの5年間の傾向では、依然10%以上の減少を続けている市町村が9団体、5%以上10%未満が5市町村あります。

地域別では、県南西部の町村において、依然大きな人口減少を示しています。（表－2）

3) 年齢階層別人口の推移

過疎地域の若年者人口（15歳～29歳）は、昭和40年には36,201人でしたが、平成22年には11,975人となり66.9%減少しました。若年者比率は、若年層の流出や少子化などにより、昭和40年の20.2%から、平成22年の11.5%に減少し、平成22年の若年者比率10%以下は3町村です。

過疎地域の高齢者人口（65歳以上）は、昭和40年には13,892人でしたが、平成22年には35,425人と2.5倍以上に増加しました。高齢者比率は、昭和40年の7.8%から平成22年の33.9%に増加し、概ね3人に1人が高齢者という状況になっています。4町村において高齢者比率が40%を超えています。（表－1、表－3）

③ 財政力の状況

平成15~~16~~25年度における本県市町村の普通会計決算状況では、過疎市町村1団体あたりの決算規模の単純平均は、歳入歳出とも県平均の~~2~~3分の1以下です。歳入では、地方税の占める割合は~~18.8~~22.7%と県平均の~~35.0~~35.4%に比べると著しく低くなっています。また、地方交付税は、~~35.6~~38.5%を占め、依存財源に頼る過疎市町村財政の脆弱さが表れています。（表－5）

目的別歳出では、農林水産業費が~~11.9~~18.3%と高く、過疎地域の中心産業である農林業対策の割合が大きくなっています。性質別歳出決算額をみると、投資的経費の割合が~~20.1~~18.2%と県平均~~17.4~~14.2%に比べ若干高くなっています。（表－6、7）

また財政力指数（平成~~19~~24・~~20~~25・~~21~~26年度の平均値）は、県全体の~~0.66~~0.72に対し

て、過疎地域は~~0.42~~0.39（上野村を除くと~~0.33~~0.36）と低くなっています。財政力指数が0.1以上0.2未満は2町村、0.2以上0.3未満は~~3~~2町村、0.3以上0.4未満は1町、0.4以上0.5未満は3~~5~~町村です。（表－1）

④ 市町村合併の進展

平成11年以降、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）等に基づき、いわゆる平成の合併が推進されてきました。本県では、過疎地域自立促進特別措置法に基づき過疎地域指定されている14市町村のうち、9市町村が周辺市町村との合併を行っています。~~平成12年度に過疎地域として公示されていた13町村のうち2つの過疎団体による合併が1つ、残りの7町村が周辺市町と合併し、平成21年度末現在の過疎地域は12市町村となりました。~~市町村合併は、市町村の行財政基盤を強化する有効な手段の一つですが、合併後において周辺部となった各地域が衰退しないようきめ細かな行政サービスなどが求められています。

⑤ 産業

過疎地域では、基幹産業である農林業の衰退により、労働力の他地域、他産業への流出、農林業の担い手の不足による森林・農地の荒廃が顕在化しています。

過疎地域における産業別人口の昭和40年から平成22年までの45年間の推移をみると、第1次産業は82.0%減、第2次産業は29.7%減、第3次産業では22.2%増となっています。

また就業人口構成では、第1次産業は昭和40年の50.5%から平成22年には15.5%に落ち込んだものの、農林業の就業割合は県平均に比較すると高く、また第2次産業では建設業への就業者が多いことも過疎地域の特徴といえます。（表－4）

農業は地形的制約から零細経営が多く、農家戸数は年々減少し続け、経営面積や農業粗生産額も低水準に留まっています。また林業は長引く木材価格の低迷や林業生産活動の停滞等依然厳しい状況にあります。

商業は、人口の流出に伴う購買力の低下や後継者難による商店数の減少により、地域内商店の経営が厳しい状況にあり、また工業は小規模事業所が多く、十分な雇用の確保が難しくなっています。

観光・レクリエーションについて、本県過疎地域の観光客入込数は減少傾向にありますが、近年のゆとりある生活への指向などを捉え、豊かな自然環境などを生かして、グリーン・ツーリズムなど体験型観光の定着を図る必要性が高まっています。

このような状況から、平成18年における過疎地域の一人あたり市町村民所得は、261万円であり、県平均の約8割に留まっています。（市町村民所得統計：統計課）

⑥ 生活基盤及び生活環境等

過疎地域における公共施設の整備は、国や県の様々な財政支援のもとに、過疎対策事業が積極的かつ効果的に実施された結果として、非過疎地域との格差は改善されつつありますが、その整備水準は総じて低い状況にあります。

市町村道の整備状況は、昭和45年度から平成~~14~~25年度までの~~32~~43年間で改良率~~31.5~~36.9ポイント増、舗装率~~42.1~~53.4ポイント増となるなど、生活基盤整備に大きな成果をみましたが、平成~~14~~25年度における整備状況は、改良率~~35.9~~41.3%（県平均~~43.6~~47.8%）、舗装率~~47.7~~54.4%（県平均~~64.8~~69.1%）と県全体に比べると依然としてその水準は低くなっています。（~~市町村の財政状況~~市町村の管理道路の現況：~~市町村課~~道路管理課）

また、病院や診療所の整備水準は低い状況にあり、平成12年における過疎地域の人口10万人あたり医師数は、95.4人（県平均190.5人）と、県平均に比べ低くなっています。

さらに過疎地域では、路線バスの不採算路線からの撤退が続き、自動車を利用できる人と利用できない人でモビリティ（人々の移動の容易性・移動し易さ）の格差が生じており、買物や通院などにおいて大きな問題となっています。

⑦ 集落

過疎地域では、地形的な制約の中、長い年月を経て今日の基礎的な生活単位である集落を形成してきました。これら集落の多くは小規模で山間地に位置しており、中心集落を核とした日常生活圏を作り上げていましたが、近年は自動車の普及などにより日常生活圏が拡大しています。

過疎地域の多くの集落では、今後も人口減少と高齢化が進行し、農地や山林などの地域資源の保全や社会的共同生活などの集落機能の維持が困難となる状況が予想されます。特に地形的に行き止まりで、背後に集落を持たない末端の集落では、高齢者世帯が特に多く、今後消滅する可能性も含め、地域社会の基礎である集落の衰退が懸念されています。

⑧ 新たな動き

今日では人々の価値観の変化やライフスタイルの多様化に伴い、都市とは別の豊かさを求めて、U J I ターン等により農山村に定住する例もあり、人の流れが一時的な動きではない傾向が現れてきています。

また、N P O や地域住民等による地域課題の解決に向けた動きや、地域文化の継承活動を通じた地域活性化、都市住民との交流を通じた農産物や農産物加工品の販売など、明るい兆しも見受けられるようになっていきます。

⑨ 過疎対策の成果

過疎地域対策緊急措置法(S45)、過疎地域振興特別措置法(S55)、過疎地域活性化特別措置法(H2)、改正前の過疎地域自立促進特別措置法(H12)と続いたこれまでの過疎対策では、道路交通網、上下水道の整備や公営住宅の建設をはじめ、医療、福祉、教育施設等の充実などの施策が総合的、計画的に講じられてきました。このことにより過疎地域と都市部との生活条件の格差是正に努め、40年間の対策によって過疎地域と都市部との地域間格差は縮小しました。上下水道等の整備に格差を残しつつも、過疎地域住民の生活基盤を中心にハード面での定住環境が整備された結果、人口減少率の鈍化という形で過疎対策の成果が現れたといえます。

旧過疎対策三法及び改正前の過疎地域自立促進特別措置法(H12)の40年間において、本県過疎市町村では、下水処理施設の整備や公営住宅の建設など若者の定住に向けた生活環境の整備や、高齢化の進行に伴う高齢者福祉施設の整備を重視してきました。また、個性ある魅力的な地域づくりを目指して、都市との交流事業や地域のイメージアップのためのイベントの開催など、ソフト事業への積極的な取り組みが行われてきました。とりわけ地域間交流は、過疎地域の活力を取り戻すきっかけとなり、現に山村都市交流が積極的に行われた地域では、観光を主体とした新たな地域産業の創設等の施策も行われ、過疎から脱却した自治体もあります。

また県では、農業の振興を図るための各種基盤整備、県道等の整備や市町村道及び農林道の代行事業、河川改修事業や県代行による公共下水道整備事業といった生活環境の整備、医科・歯科医師の巡回診療等を実施しました。さらに行財政上の各種援助措置により、過疎市町村の自立促進対策を幅広く支援しました。

なお、昭和45年度から平成~~20~~25年度までの~~39~~44年間に県及び過疎市町村の過疎対策計画に基づき実施された過疎対策事業の総額は~~5,979~~6,570億円です。

(2) 過疎対策の基本的考え方

本県の過疎地域は、農林水産物をはじめとする食料・人が生活するうえでは欠かすことの出来ない水資源・木質バイオマスや水力などをはじめとする再生可能エネルギーを都市へ供給するほか、当該地域で住民が生活を営むことにより自然環境の保全、災害の防止、森林による地球温暖化の防止が図られているうえ、都市住民にとっての癒しの場の提供など、多面にわたり県民の安心・安全な生活や産業活動を支えるといった公益的機能を果たしています。

こうした公益的機能は、近年その価値が強く認識されるようになり、過疎地域だけでなく都市地域に生活する県民も含めた「県民共有の財産」です。

現在、過疎地域は人口の減少や高齢化が進むとともに、生活環境や産業活動において厳しい状況にあります。公益的機能を維持していくためには、過疎地域が生活・産業・環境面等において健全に維持されていくことが必要であり、このことは「全県的な課題」となっています。

こうしたことから、過疎地域と都市地域が相互に補完し支え合うことにより、それぞれの地域が将来にわたり健全に維持される「持続可能な共生社会」の形成を目指します。

そのためには、豊かな自然、観光資源、歴史・文化・伝統などの地域資源や東京圏との近接性といった本県過疎地域の特性を十分に生かし、安心安全な暮らしの確保や産業活力の向上などを図りながら、過疎地域で生活する人の生活を県として全面的に支援することで、しっかりと過疎対策を進めていきます。

(3) 過疎地域自立促進の基本的方向

これまでの過疎対策は、都市部とのハード面を中心とした格差是正に重点が置かれてきましたが、これからの過疎対策は、ハード面の対策を継続するとともに、ソフト面の対策の充実・強化を図ることにより、前記の「過疎対策の基本的考え方」を踏まえ、引き続き過疎地域の自立を促進することにあります。

そのためには、過疎地域の自助努力はもちろんのこと、一自治体での対応には人的・財政的にも限界があることから、自治体間の広域連携やNPO等の多様な主体と行政との連携などの強化を図ることが、これからの過疎対策を進める上での重要な課題です。

本県における今後の過疎対策の推進に当たっては、県総合計画、山村振興計画基本方針、その他地域振興立法等に基づく諸計画との整合性を保ちながら、

- I ~~就労の場・収入の確保~~ 「暮らし」を支える
- II ~~安心安全な暮らしの確保~~ 「なりわい」を守り、生み出す
- III ~~移住交流人口の増大~~ 「ひと」を育てる
- ~~IV 地域力の向上と大づくり~~
- ~~V 本県の過疎地域の特性を生かす~~

という~~5~~3つの視点から積極的かつ効果的な施策の展開を図ります。

I ~~就労の場・収入の確保~~ 「暮らし」を支える

過疎地域に暮らす人々の日常生活面においても、~~を支え、~~また若者の定住や移住人口を増加させるためにも、~~就労の場の確保等とあわせて、~~安心かつ安全な生活環境の確保がする必要があるがありません。

安心・安全な暮らしを実現するうえで、過疎地域にとって、必要不可欠な社会基盤整備を進めるため、中心的な都市へのアクセス向上を図るための~~は重要な課題であるため、~~市町村道の整備とともに幹線道路等の整備を進めるほか、~~が必要です。~~情報通信技術については、過疎地域の時間的、距離的に不利な条件を克服する手段として有効な情報通信基盤ため、その整備と利活用が求められています。また及び、生活環境の向上のため上下水道の整備等を進める必要があります。

さらにまた、過疎地域において、子どもからお年寄りまで健やかな生活を送ることが

~~できるようは、高齢者の割合が非常に高いため、質の高い保健福祉サービスをの提供できるよう、及び医師や人材の確保や施設整備等と併せて、行政区域を越えた連携を強化していく必要があります。個々の市町村による人材の確保や施設整備等と併せて、行政区域を越えた連携の強化が求められます。医療については、個々の市町村による医師の確保や施設整備等と併せて、地域中核医療施設との連携など広域的な体制の整備が必要です。~~

さらに、地域住民自らが地域の将来を見据えて、地域のために活動することが、今後ますます重要となるため、崩壊しつつある地域コミュニティを維持し、住民同士の互助・共助を推進することで、地域住民が主体となって地域の課題を発見し、解決していく地域力の向上を図ります。

II 安心安全な暮らしの確保 「なりわい」を守り、生み出す

過疎地域における人口の減少等を抑制するとともに、U J I ターンなどの移住人口を増加させるためには、何よりも就労の場の確保、収入の確保が必要です。

過疎地域では、基幹産業である農林業は、をはじめ、地域に根付いた伝統産業や地域特性を生かした伝統技術は、不利な生産条件や国内外の競争の中で産業として成り立つことが困難な状況に置かれています。農産物の加工販売を手掛けたり、付加価値を付けた農産物を生産したり、産地が連携して首都圏に販売するネットワークを構築するほか、伝統産業や伝統技術の魅力を広く発信することで、過疎地域の「なりわい」を守っていく必要があります。農林業の再生と地元農産物を利用した農商工連携などによる農林業の活性化などが求められています。

また、商業及び工業などの地域産業の育成・振興・企業誘致を図るとともに、企業誘致や過疎地域の農産物、森林資源、水資源のほか、伝統文化や歴史といった地域資源を活用した起業を推進促進することにより過疎地域に新たな雇用の場の仕事を生み出す環境整備を進めます。創出が望まれます。

さらに、過疎地域の持つ豊かな自然や景観、さらに農林業等を活用した生かした都市地域等との交流を促進することにより、観光・レクリエーション産業の活性化を図ります。~~が求められています。~~

III 移住交流人口の増大 「ひと」を育てる

~~いわゆる団塊の世代の大量退職、ゆとりや豊かさ、「幸せ」の価値観の多様化といった志向への国民のライフスタイルの変化により、U J I ターンや二地域居住の普及等により、といった都市から地方への移住増大の可能性が拡大しています。U J I ターン者~~

~~等による地域活性化への寄与も期待されることから、こうした都市から地方への移住者の受け入れに積極的に取り組むことで、の推進は、過疎地域が持つ文化や伝統を地域住民が見つめ直す機会となり、地域住民が誇りと愛着を持って住み続けられるような活力ある地域社会を形成し、受け継がれてきた地域の誇りや文化・伝統を次の世代にしっかりと継承していく人材を育成していきます。にとって今後益々必要性・重要性が高まるものと考えられます。~~

~~また、「過疎化」という現象をいかに自らの問題と結びつけて考え、地域の中で、地域の将来のためにどういった役割を担い、持続可能な地域社会を実現するためにはどうしたらいいのかを自ら考え行動に移すことが出来る人を育成していきます。~~

~~過疎地域において、都市と農山村との交流を促進し交流人口を増大させることは、農林業、商業や観光面などにおいて新たな地域の発展の機会が創出され、就労の場・収入の確保につながるとともに、都市住民に農山村の持つ自然の豊かさや現状への理解を深める機会となります。また、都市との交流により地域住民も自然や地域文化等を見つめ直すことで、自信と誇りを持つことができる活力に満ちた地域社会の実現につながります。~~

~~こうしたことから、移住交流人口の増大に対する積極的な取り組みが求められています。~~

~~IV 地域力の向上と人づくり~~

~~近年、交通手段の確保、UJターンに向けた都市との交流、地域資源を活かした起業など地域住民や団体による様々な活動が行われています。過疎地域では、人口減少と高齢化が続き、財政も厳しい状況にあることから、地域住民がサービスの受け手であるだけでなく、自らが地域のために活動することが、今後益々重要となります。~~

~~こうした地域住民や団体による活動を促進するためには、地域住民自らが主体となって、地域の課題を発見し、解決していく地域力の向上が必要です。~~

~~そのためには、地域における優れた人材の育成を図るとともに、地域外からの人材の活用などが求められています。~~

~~＝~~

~~V 本県の過疎地域の特性を活かす~~

~~本県の過疎地域は、豊かな自然や観光資源、再生可能なクリーンエネルギー、安全な食料、歴史、伝統文化、文化遺産などの地域資源に恵まれています。おり、これらを活用して地域の自給力を高めることができます。また、東京圏と近接するとともに、し、高速交通網も発達していることから、産業振興及び都市との交流などの面において有利な条件を備えています。さらに本県においては、各地域の中心的な都市が県内各地に分~~

~~散しており、このことは、~~いるため、通勤、通学、買物及び通院などの場となる都市が過疎地域の身近に存在するということであり、~~しており、~~過疎地域の住民にとっては恵まれた点と言えます。~~環境にあります。~~

~~本県のこうした~~本県の過疎地域の特性を生かし、~~I 就労の場・収入の確保~~「くらし」を支える、~~II 安心安全な暮らしの確保~~「なりわい」を守り、生み出す、~~III 「ひと」を育てる~~移住交流人口の増大、~~IV 地域力の向上と人づくり~~にという3つの柱を基に過疎対策に取り組んで参ります。~~むことが求められています。~~

(4) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

~~過疎地域を含む広域市町村圏計画においては、過疎市町村の位置づけ及び機能分担が示されていますが、いずれも中心都市と周辺農山村とを一体として広域的かつ総合的な整備を行い、県土の均衡ある発展と魅力ある地域づくりを目的としているものです。~~

日常の生活圏が広域化する中で、様々な面で市町村の区域を超えた広域連携の取り組みが行われており、過疎対策を効率的かつ円滑に実施するためには、近隣都市を含む周辺市町村や広域連合等との連携などの広域的な視点が求められます。

過疎地域の自立促進に当たっては、県総合計画をはじめ~~広域市町村圏計画など、~~広域的な調整の上で策定した計画における過疎地域の位置づけ及び機能分担を踏まえ、これら計画に基づく事業と過疎地域自立促進計画に基づく事業との整合性に配慮しつつ、推進していくものとします。また近年、市町村合併により過疎地域を含む市町村が誕生しており、こうした市町村の総合計画との整合性にも配慮します。

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

本県の過疎地域は、近年の高速交通体系の整備により、東京や近県の主要都市からの近接性も大きく向上しており、今後もこの利点を最大限に生かした地域の振興を図ります。

産業の振興は、安定した雇用及び所得の確保を図り、若者などの人口の流出の抑制とUJIターンを促進する上で重要な課題です。過疎地域の基幹産業である農林業においては、食料、木材等の供給という生産面の振興とともに、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を有する農山村社会を維持発展させていく視点からの振興も重要です。農林業を取り巻く複雑な国際情勢や産業構造の変化の中で、地域産業の活性化を進めるには、農商工連携やいわゆる第6次産業などを積極的に推進します。

また、過疎地域は農林業や情報通信産業、福祉産業等において様々なビジネスチャンスを得ることができる場でもあり、地域の主体性と創意工夫による起業の促進は、雇用機会の増大と地域経済の活性化を図る上での有効な手段となり得るため、従来からの企業立地の促進とともに、地域資源を活かした起業の支援を図ります。さらには近年の価値観の多様化や余暇時間の増加に伴い、観光・レクリエーションに対する需要が高まっており、優れた自然環境や文化財等豊富な観光資源を活用するために広域的ネットワーク化を図るとともに、隠れた地域資源の掘り起こしや地域の特性を生かした新たな観光資源の開発、整備を推進します。

なお、過疎地域の産業の振興に当たっては、産業振興のための諸計画との調和を図るとともに、ハード事業だけでなく、情報提供、人材確保、整備された交流拠点や遊休施設などを活用した新たな流通・販売経路の構築などソフト事業の充実・強化を図りながら、地域の貴重な財産である自然環境の保全に十分留意しつつ施策を講じていくものとします。

(2) 農林水産業の振興

① 農業の振興

1) 地域の特性を生かした農業の推進

過疎地域においては、農産物の高品質化やブランド化、特別栽培・有機栽培農産物等の消費者ニーズの高い安全で安心な農産物の提供等に努め、付加価値の高い農業を推進するとともに、施設園芸・果樹栽培等を中心とした農作物の導入、生産出荷体制の合理化、経営基盤の強化、生産技術開発などを行い、収益性の高い農業の展開を図ります。

また、他産業との有機的な結合を図ることにより、地域の特性を生かした高付加価値・

高収益な農業への転換を進めます。

2) 生産基盤と生活環境の一体的整備

地域特性を生かした効率的・効果的な農業を展開するため、ほ場整備、かんがい排水や農道などの農業生産基盤を整備するとともに、農村の社会生活環境の改善を行い、農道網整備や農業集落排水施設の整備等を総合的、計画的に実施します。

3) 新たな農業関連産業の創出

豊かな自然環境や農村景観、伝統・文化等地域の資源を生かし、山村地域に滞在して農林漁業体験や地場農産物を使った料理を楽しむ等のグリーン・ツーリズムの推進や観光農園、市民農園等の整備により、都市住民との交流を促進します。

また、通信販売やインターネットなどを活用した農作物や加工品の直売等の販路拡充や農林業従事者と商工業者との連携による商品開発などに努め、新たな農業関連産業等の起業を促進し、過疎地域における農業の活性化を図ります。

4) 多様な担い手の育成・確保

過疎地域農業の担い手となる農業者の育成を促進し、若者やU J Iターン者等、新規就農者の育成・確保を図るため、意欲と能力のある者が円滑に就農できるよう支援施策の充実に努めるとともに、認定農業者をはじめ、営農集団等による農作業受託あるいは集落営農等を含め、過疎地域の実情に即した実現性のある営農形態を選択し、過疎地域農業の生産性向上を図ります。

また、地域の特性を生かした高付加価値・高収益な農業の展開において、きめ細やかで適切な技術・経営指導が行えるよう総合的な指導体制の整備・強化を図っていきます。

5) 農地の確保及び有効利用

地域での話し合いのもとに農地の確保及び有効利用を図るため、優良農地の整備・確保、生活環境施設の用地の創出等、生産と生活両面で調和のとれた計画的な土地利用の確保を図るとともに、耕作放棄地の発生防止と再生利用に努めます。

② 林業の振興

1) 林業生産基盤の整備

林業の生産性、収益性の向上や森林資源の有効活用を図るため、低コストシステムの確立に向けた高性能林業機械の導入や作業道等の整備を促進します。また、林業生産の効率化を図るため、集約化施策を推進します。

さらに山村地域の生活の利便性、森林の適切な管理・経営など山村地域の活性化を図るため、林道網の総合的整備に努めます。

2) 林業従事者の確保

「群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」(平成23年4月)に基づき、雇用の通年化、給与水準の向上、福利厚生の実施等、労働条件の改善を図ります。また、募集・採用の改善を図り、特に若い女性が労働力として参入できる雇用環境整備に努めます。

地域林業の中核的担い手である、森林組合の経営基盤の拡充と組織強化を図るため、森林組合の広域合併、事業の拡充、作業班員の育成確保等を推進します。また、建設業からの転換や、各種ボランティア活動による森林整備への参画を積極的に進めます。

3) 林産物の生産・流通の促進

戦後植林された人工林は、50年生前後に成長し、本格的な伐採利用期を迎えていることから、県産材の安定した供給体制の整備や需要者ニーズに即した木材の生産・加工・販売に至る一貫した流通システムの確立を図ります。

県産材利用の拡大は、林業や山村地域の振興をはじめ、森林整備につながることから、住宅建築や各種公共施設等の新設及び改築等において県産木材の積極的な利用促進に努めます。

本県は全国有数のきのこ生産県であるが、産地間競争の激化による販売価格の低迷、また食の安全に対する消費者の関心が高まるなか、消費者ニーズにあった安全で新鮮なきのこを生産、供給できる体制の整備を促進します。

4) 森林資源の多面的活用

本県過疎地域の森林は、土砂災害の防止、土壌保全、洪水緩和、水資源貯留といった国土の保全、水源のかん養等及び二酸化炭素の吸収による地球温暖化の緩和といった地球環境保全機能に重要な役割を担うとともに、保健休養や教育文化活動、レクリエーションの場としての優れた観光資源でもあることから、自然環境の保全に留意しつつ、適切な管理、整備により、森林資源の積極的かつ有効な活用を図ります。

③ 水産業の振興

1) 漁業

主に遊漁（釣りなど）として行われている河川湖沼漁業では、漁業資源の確保を目的にしたイワナやヤマメ、アユなどの種苗放流を中心とした増殖事業を推進します。さら

にコクチバスなど外来魚の駆除やカワウなどの魚食性の鳥類の防除も行い生態系保全と在来魚種の保護並びに河川環境の保全を図ります。

2) 養殖業

疾病対策や養魚指導により、安全・安心な養殖魚の生産を図ります。また、[平成14年5月に特許庁により商標登録された](#)ニジマスの新養殖種「ギンヒカリ」に代表される新たな魚種の導入などにより、消費拡大を図ります。

④ 鳥獣被害対策

過疎地域では、ニホンザル、イノシシ、シカ、クマ及びハクビシン等により、多くの農作物や森林が被害を受けており、作物の栽培や森林の保育管理に対する農林業者の意欲が減退しているため、鳥獣被害対策は近年特に大きな課題となっています。

農林業者が安心して農林業生産を行い、確実な収入を得るためには、「被害防除」「個体数管理」「生息地管理」など各面からの被害防止対策が必要となっています。このため、侵入防止柵の設置や追い払い活動といった防除面の取組を支援するとともに、捕獲の担い手の確保や育成などを通じて捕獲面の強化及び野生鳥獣が出没しにくい環境づくりのため農地周辺の森林整備を支援します。また、被害対策に関する技術の普及や人材育成、調査研究などにも取り組むものとしします。

さらに、国や近隣県と協力し、また近隣市町村同士の連携などを図りながら、広域的な被害対策を講じて、総合的かつ計画的な鳥獣被害対策に努めます。

(3) 地場産業の振興

地場産業の振興に当たっては、木製品・食品関連・繊維等の各種産業において過疎地域の特性を生かして、製品の高品質化・高付加価値化を図るとともに、地域資源の活用による消費者ニーズに適合したぐんまブランドとなるような新製品の開発を促進します。そのために、技術力の向上、設備の高度化等による生産体制の整備、企画開発力の強化、マーケティング力・販売力の強化とこれらを支える人材の確保・育成などの施策を展開していきます。また、海外での販路を含め、その拡大を図ります。

特に、農林業に関連した地場産業の振興に当たっては、「農商工連携」、「地域産業資源活用プログラム」などの認定制度等を活用し支援するものとしします。

なお、これら地場産業の振興を円滑に進めるために、融資制度をはじめ各種支援策の活用を図ります。

(4) 企業の誘致対策

本県は、高速交通網の整備が進むなど立地条件の優位性が高く、多くの企業が立地し、産業の集積が図られています。

過疎地域等においても、自然や水、観光等その地域の特性や資源を情報発信し、企業誘致に取り組んできました。企業誘致による安定した就業の場の確保は、若者定住やU J I ターンの促進に大きく寄与することから、今後も、企業立地促進法、過疎地域自立促進特別措置法、農村地域工業等導入促進法等を積極的に活用し、過疎地域及び周辺市町村への企業誘致を促進します。

なお企業の誘致に当たっては、過疎地域の自然や景観等の保全に十分留意します。

（５）起業の促進

過疎地域においても、交通通信体系の整備やインターネット等の情報通信技術の飛躍的進歩により、新たな企業活動の場としての条件が整いつつあることから、引き続き過疎地域における起業促進を図っていきます。

インターネット等を活用したテレワークによる起業は、立地条件において都市部と過疎地域の格差はほとんどないことから、過疎地域での起業に向けた支援の充実を図っていきます。

また、近年、地域の課題に対して、住民の力を結集して、住民自身が解決を図っていくコミュニティビジネスが各地で起こっており、過疎地域においても、高齢者の介護サービスなどのコミュニティビジネスの創出を推進し、地域の自立につなげていきます。さらに、地域独自の農林水産物だけでなく獅子舞、方言、歴史といった文化を地域資源として活用したスモールビジネスの起業を支援します。

このように地域の特性を生かした様々な分野での起業を促進するに当たっては、起業家の育成や起業における資金面での融資制度等により、地域の立地条件等を生かした新たな産業の創出や意欲ある起業家への総合的な支援を積極的に行います。

（６）商業の振興

過疎地域の商業は、人口の流出に伴う購買力の低下や後継者難による商店数の減少により厳しい状況にあります。地域社会における日常消費生活の受け皿としての一定水準の機能を確保していく必要があります。

また、今後高齢化が更に進行することを見据えた場合、自動車依存度の高い過疎地域では、自家用車利用が困難となり移動するのに制約を受ける地域住民の増加が見込まれます。

こうしたことから、過疎地域の商業の振興にあたっては、過疎地域の実情や住民のニーズを踏まえ、各種補助等を活用した魅力ある商店街づくりを促進し、地域団体等との連携も図りながら積極的に推進します。

なお、地域住民だけでなく、地場産業や観光・レクリエーションの振興、都市との交流と連携を強化し、地場製品の販売も含め消費の拡大を図り、商業の振興を図ります。

(7) 観光・レクリエーション

本県の過疎地域は、豊かな自然や文化的資源を有し、首都圏に位置するなど有利な立地条件を有することから、近年のゆとりある生活への指向、余暇の増大、自然環境への関心の高まりなどを踏まえ、魅力ある観光・レクリエーションの場として整備していきます。また農林業との連携を図りつつ、農山村と都市の交流の場、自然とのふれあいの場として整備していくとともに、グリーン・ツーリズム等の体験型の観光の推進を図ります。

新たな地域観光資源を発掘するとともに、群馬デスティネーションキャンペーン（平成23年度）などを契機として、多彩な地域資源を組み合わせたネットワークづくりなどソフト面での振興策を充実し、多様な観光ニーズに応えられる魅力ある観光地づくりを推進します。

また、過疎地域と周辺地域との連携を強化し、イベントの開催や観光宣伝、観光ルートの整備や観光ガイドブック・情報誌の発行等、広域的観点からの総合的・計画的な振興を図ります。

さらに、近年増加している外国人観光客の誘致にも積極的に取り組むものとします。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針

過疎地域における交通体系の整備は、安心安全な住民生活の確保や産業振興など過疎地域の自立促進にとって重要なものであり、引き続き重点的に取り組む必要があります。

道路については、過疎地域と中核的な都市等とを結ぶ広域的幹線道路及び住民生活に密着した生活道路等を体系的に整備し、「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」による高速交通体系とのアクセス整備も含めて、広域的な道路ネットワークの形成を積極的に推進します。さらに、農林業の振興を図り、農山村環境の改善に資するよう、農道網、林道網の整備を促進します。

また公共交通については、通勤、通学、買物、通院など日常生活に必要不可欠なものであり、地域住民の移動の手段としてバスや中小私鉄等の交通機関の確保を図ります。

情報化については、「群馬県第~~2~~3次情報化推進計画」(平成24年3月)に基づき、情報通信技術の利活用と~~基盤~~超高速ブロードバンド環境の整備~~充実~~を促進し、~~特に~~過疎地域~~では都市部等との情報化格差の是正~~においてもICTの利便性を実感できる環境の整備に努めることとします。

地域間交流については、農山村と都市との共生を目指し、地域間の連携による過疎地域の自立を図るため促進します。

なお、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進にあたっては、必要なハード事業の継続に加え、ソフト事業の充実・強化に努めるものとします。

(2) 国道、県道及び市町村道の整備

① 国道、県道の整備

過疎地域における国道及び県道は、産業の振興、都市部等との地域間交流などを促進するための重要施設であり、また広域的幹線道路網を形成し、過疎地域を含めた広域的生活圏の骨格をなすものとして、未整備区間の改築等計画的な整備の推進を図ります。特に過疎地域の振興に寄与すると見込まれる路線については重点的な整備に努めます。

また、現道の損傷、劣化等を将来にわたり把握することなどによる費用対効果の高い維持管理に努めるものとします。

② 市町村道の整備

市町村道は、地域住民の日常生活に密着した生活道路であり、これまでの対策により過疎地域における整備水準は向上していますが、県内の市町村道の整備水準からすると低い状況にあることから、国道や県道と連携した計画的な整備促進を図ります。

また、過疎地域において、特に重要と認められる基幹的な路線については、県代行業により整備を進めます。

また、現道の損傷、劣化等を将来にわたり把握することなどによる費用対効果の高い維持管理に努めるものとします。

(3) 農道、林道の整備

農業経営の合理化、生産性の向上及び農産物流通の近代化を図るとともに、農村生活環境の改善及び定住の促進に資するため、集落、幹線道路や基幹流通施設等との有機的な連携に配慮しながら、農道の整備を計画的に推進します。

林道は、多面的機能を有する森林の適切な整備及び保全を図り、効率的で安定的な林業経営を確立するため基幹となる施設であるとともに、山村の生活環境の改善、地域産業の振興に大きな役割を担うものであることから、林道網計画に基づき、開設、改良等の整備を推進します。

なお、過疎地域において、特に重要と認められる基幹的な農林道については、県代行業により整備を進めます。

また、現道の損傷、劣化等を将来にわたり把握することなどによる費用対効果の高い維持管理に努めるものとします。

(4) 交通確保対策

過疎地域においては、バスや中小私鉄等は高齢者や学生などにとって重要な移動の手段であり、地域住民の日常生活に重要な役割を果たしています。

こうしたバス路線の確保を図るため、バス事業者が運行する広域的・幹線的なバス路線については路線維持のための必要な助成措置を講ずるとともに、市町村が主体となって運行するバス路線に対しても、地域の実情に応じたバス路線網の整備を支援します。

なお、今後バス路線の整備や維持に当たっては、コミュニティバス、デマンドバス、スクールバス、福祉バス等、他の公共サービスの活用も含めた効率・効果的輸送形態の確保に努め、少ない経費で地域の実情に応じた移動手段の確保が図れるよう支援します。

また、中小私鉄の維持存続を図るため、沿線市町村とともに輸送の安全性向上のための設備整備や利用促進事業等に対し、必要な支援を行います。

(5) 情報通信技術利活用の促進

過疎地域においては、生活環境の利便の向上や、地域経済の活性化を図る上で、情報通信技術の利活用は有効な手段です。

暮らしに密着した医療・福祉・教育・防災等の分野においては、情報通信ネットワー

クを用いて様々なサービスを提供できる仕組みの構築や人材の育成など、高度なデジタル技術の利活用環境を整備、充実する取組を促進します。

また、テレワークやICTを活用した特産品の販売などを推進するとともに、都市部に対して、地域情報や交流イベント情報、U J I ターンに向けた情報などの積極的な発信に努めます。

さらに、情報通信機器の取り扱いやインターネットの利用に慣れていない地域住民や高齢者等の情報活用能力向上の支援に努めます。

(6) 情報通信基盤の整備

地域住民の情報アクセスを容易にするとともに、情報通信技術の利活用を促進する上で、過疎地域において高速・大容量の安定した情報通信基盤を整備することは重要です。

超高速ブロードバンド通信基盤の整備・充実については、様々な手法やサービス形態の中から、地域の実情に応じた方法により、国、市町村、事業者等と協力、連携して取り組みます。

携帯電話やスマートフォンが利用可能な地域を拡大するため、~~の基地局については、~~事業者により基地局の整備を働きかけるほか、整備事業を行う市町村を支援します。

地上デジタル放送の難視聴対策については、暫定的に放送衛星を利用している地域の~~地上系対策設備~~辺地共聴施設新設等の整備に向け、国、放送事業者及び市町村と協力、連携して取り組みます。

(7) 地域間交流の促進

過疎地域において、都市等との交流は、地域経済の活性化、過疎地域に対する理解の促進及び人材ネットワーク形成等に資することから、積極的に促進します。

地域間交流の促進に当たっては、豊かな自然環境や地域固有の文化等、過疎地域の特色を生かした交流に資する施設整備や交流機会の提供を一層進めます。また本県過疎地域は、利根川水系の上流部に位置することから、水源かん養や国土の保全など過疎地域が有する公益的機能の重要性を踏まえ、上下流交流等を推進します。

グリーン・ツーリズムについても、都市と農山村の共生を図る上で重要であることから、農家民宿等の整備を図るとともに積極的に推進します。

さらに、地域間交流を促進するため、インターネット等を活用し、交流関連情報を提供します。

4 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

過疎地域における生活環境の整備は、地域住民の生活条件の向上だけでなく、若年層の定住やU J I ターンの促進に重要であることから、上下水道施設、廃棄物処理施設、消防防災体制について計画的かつ効率的な整備を推進することとします。

特に下水道施設については、水源地域としての役割を担う本県過疎地域の特性から、豊かな水環境を保全するため早急な整備を図るとともに、整備に当たっては過疎地域集落の地理的状况に配慮します。

消防防災体制については、過疎地域の特性を考慮しながら、地域住民の安全の確保や災害時等の被害の軽減のために積極的に整備を進めます。

また、公営住宅等については、質の高い居住水準の確保や若者の定住促進を図るため整備を進めるとともに、森林・水路等の保全活動や景観保全活動などのソフト事業の充実・強化を通じて生活環境の向上に努めるものとします。

(2) 水道、下水処理施設等の整備

① 水道施設

今後も未整備地区の早期整備を進めるとともに全世帯への普及を目標に整備を図ります。

また、給水人口の減少、簡易水道施設の老朽化や生活水準の向上に伴う水需要の変化に対応するため、上水道と簡易水道の統合や、簡易水道間の統合等広域化を含めた整備を今後も促進していきます。

さらに、整備済の施設の損傷・劣化を将来にわたり把握することにより費用対効果の高い維持管理に努めるものとします。

② 下水処理施設等

本県過疎地域の汚水処理人口普及率は、都市部に比較し低位な状況にあるため、汚水処理施設の整備を促進します。

整備に当たっては、各市町村の策定する生活排水処理基本計画に基づき、地理的状况や経済性・実現性を考慮し、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等の各種の方法により積極的に進めます。

特に広域的な整備が必要と認められる場合には、公共下水道の県代行事業による幹線管渠等の整備を推進します。

さらに、整備済の施設の損傷・劣化を将来にわたり把握することにより費用対効果の

高い維持管理に努めるものとします。

③ 廃棄物処理施設

し尿処理施設及びごみ処理施設の整備については、適正な維持管理を行うことにより長寿命化を図り、施設整備においては、循環型社会形成を目指した一般廃棄物処理計画に基づき計画的かつ広域的処理を推進するものとします。

また、ごみの減量化やリサイクル活動について住民意識の啓発を図るとともに、不法投棄パトロールなどにより美しい自然環境の維持に努めます。

(3) 消防防災体制の整備

① 防災体制等の整備

災害に強い安全な地域社会をつくるために、自主防災組織の育成・強化を推進するとともに、自主防災組織リーダーとなる人材の育成を図ります。

また、災害時における要援護者対策や孤立化集落対策についても、積極的に推進するものとします。

市町村防災行政無線同報系については、未整備地域の解消やデジタル化を推進するとともに、衛星通信ネットワークの適切な運用に努め、防災情報体制の充実強化を図ります。

さらに、整備済の施設の損傷・劣化を将来にわたり把握することにより費用対効果の高い維持管理に努めるものとします。

② 消防体制の充実

過疎地域においては、広域市町村圏の整備計画を基本としつつ、消防力の充実、水利施設の確保、人材の育成・確保等について広域消防体制の更なる拡充強化を図ります。

常備消防については、署所における消防設備を充実するため消防車両等の近代化、科学化を図ります。消防団についても、消防車両、消防水利確保のため防火水槽等の消防設備の整備を進めるとともに、迅速な初期消火による火災拡大防止や大規模災害等に備えた団員の拡充など、地域の実情に合わせた消防体制の総合的な充実強化を図ります。

また、防災ヘリコプターの活用等航空消防防災体制の一層の整備・充実を図ります。

③ 広域救急体制の充実

救急体制の広域化は、本県においては県内全域をネットワークする救急医療情報システムの効率的運用と情報の充実を一層促進し、過疎地域においてもシステム活用による患者の症状に応じた病院・診療所への的確かつ迅速な輸送体制の強化を図ります。

5 ~~輝ける高齢者づくり等の推進~~ 高齢者等の保健及び福祉の

向上及び増進

(1) ~~輝ける高齢者づくり等の推進~~ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

過疎地域における高齢者の保健福祉の向上及び増進は、「群馬県高齢者保健福祉計画」(平成27年3月)に基づき、~~高齢者の権利擁護~~ 地域包括ケアシステムの構築、介護予防の推進、認知症施策の推進、多様な福祉・介護サービス基盤の整備、介護人材確保対策と資質の向上、自立支援、生活支援等を推進してにより、「高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりが希望と安心を実感できる社会の実現」を目指し、地域の実情に応じた支援体制の整備を推進します。

また児童の保健福祉の向上及び増進については、児童福祉施設等の質的充実を図るとともに、児童相談ネットワークづくりの推進など良好な子育て環境のソフト面の整備に努めます。さらに障害のある人が社会の一員として地域の中で自立し、積極的に社会活動に参加して生きがいのある暮らしができるよう、職業生活における自立の促進、在宅福祉や施設福祉などソフト面の充実・強化に努めます。

(2) ~~「元気・活躍高齢者」づくり~~ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進等

① 「元気・活躍高齢者」づくり

多くの高齢者が健康を維持するとともに、地域の「支え手」として活躍できるよう、高齢者の社会参加・社会貢献の促進や、健康づくり・介護予防等の推進など、「元気・活躍高齢者」づくりに積極的に取り組む必要があります。高齢者が自立した生活をいつまでも送ることができるよう、市町村と連携しながら健康づくりや介護予防等を推進するとともに、過疎地域においては農林業を中心とする地域産業の振興や都市との交流、伝統文化の継承等において長年の知識や経験、技能を活用した地域への貢献など、生きがいづくりを通して、「元気・活躍高齢者」づくりを図ります。

② 介護を必要とする高齢者に関する対策

介護保険制度のもとで充実したサービス提供が行われるよう、制度の安定的な運営を引き続き図ります。

また、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、地域密着型サービスの拠点や介護保険施設の整備を図るとともに、介護人材確保対策を推進します。

(3) 少子化対策等

保育所、児童館、認定こども園等の児童福祉施設等の整備については、子どもの数や子どもを育てる社会環境の変化等を考慮し、地域特性や多様化するニーズを的確に捉え、地域の実情に応じた整備及び質的向上を図ります。

さらに、少子化対策を積極的に進めるとともに、地域全体で子育てを支援する環境作りを推進することとします。

また、心や体に障害のある人が社会の一員として、地域における様々な活動に積極的に参加でき、地域で安心して、自分らしい生き方ができる社会の実現に向け、啓発活動、職業生活における自立の促進、在宅福祉や施設福祉等の施策を総合的に推進します。

6 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

過疎地域では、高齢者比率が高く公共交通機関も少ないため、地域住民の移動手段が限られており、より身近な生活圏内で必要な初期医療が安定的に受けられる体制の整備が求められています。このため、県では、へき地診療所の施設・設備などハード面の充実、医師確保、勤務する医師の労働環境支援のための代診医の派遣及びへき地医療拠点病院との連携などに努めるとともに、ドクターヘリ活用による救急医療体制などソフト面の充実を図ります。

また、過疎地域における医療確保のため、「群馬県保健医療計画」（平成22年4月）に基づき、二次保健医療圏を単位とした医療資源の効率的かつ適正な配置や保健医療施設間の機能連携を進めるとともに、特定診療科においては広域的な医療提供体制の構築を進めます。

さらに、県、市町村、県医師会及び県歯科医師会などによる保健予防活動や健康で元氣な暮らしを送るための意識啓発などの充実に努めます。

(2) 無医地区対策

へき地診療所等に勤務する医師の確保については、当該診療所を運営する自治体の確保活動だけでは難しいものがあります。そこで、県が出資する自治医科大学の卒業生を勤務医としてへき地診療所へ派遣するとともに、へき地医療支援機構において代診医の派遣、支援事業の企画・調整等を行います。

また、へき地診療所における診療機能の向上を図るため、診療機器の設備や施設の充実に努めるとともに、へき地診療所とへき地医療拠点病院、二次保健医療圏の中核的病院との連携を強化し、支援体制の充実に努めます。

さらに、地域住民のニーズに的確に対応したきめ細やかな保健医療サービスが行えるよう巡回診療の実施や、地域の特性を踏まえ、保健師による健康相談や健康教育等の活動を推進します。

(3) 特定診療科に係る医療確保対策

特定診療科の医師を確保するため、小児科医・産婦人科医として県内に勤務する意欲ある研修医等の修学を支援します。また、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科等の特定診療科の受診に恵まれない過疎地域においては、県医師会の協力を得て医師等を派遣し、受診機会の確保を図ります。さらに、へき地医療拠点病院、二次保健医療圏の中核的病院等と連携し、過疎地域における特定診療科の医療確保に努めます。

7 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

過疎地域における良好な教育環境の整備と豊富な学習機会の確保は、地域での人づくりや地域の人々のつながりを強める上で重要です。

教育の振興においては、教職員の養成・確保など、過疎地域の教育条件の充実に努めるとともに、少子化や情報化、国際化が進展する中、一人ひとりが豊かな心を培い、たくましく生きる力を身に付けられるよう、地域の特色を生かしつつ、社会の変化に対応した教育を推進します。

また、地域間交流の観点からも体験学習のフィールドとして適する農山村を、都市部の子どもたちの体験学習等の受け入れの場として整備・活用を図ります。

集会施設や図書館、スポーツ施設など、社会教育施設等については、その整備に努めるとともに、生涯学習・社会教育のソフト面の充実やその学習情報等の効果的な伝達に努めます。

(2) 公立小中学校の整備等教育施設の整備

過疎地域の公立小中学校では、人口の流出等により児童生徒数が減少していることから、教育効果の維持向上を図るために統合が必要となる場合があるが、地域の実情に即して計画的な施設整備を進め、あわせて校舎、屋内運動場の耐震化を図り、また、スクールバスの整備等による遠距離通学児童生徒に対する支援、さらには高度な教育機器の導入や多様な学習内容・形態に弾力的に対応する施設環境の整備などの教育環境の充実に努めることとします。なお、統合を計画する場合には、通学条件の児童生徒に与える影響、学校が単なる教育施設にとどまらず地域住民にとって最も身近な地域拠点施設としての役割を果たしていること等その実態を十分考慮しつつ、地域住民の理解と協力を得ながら行うよう努めることとします。

また、学校施設の整備にあたっては、県産材利用を進めるほか、児童生徒数の減少により生じた余裕教室や廃校施設については、放課後子ども教室、社会教育施設や体験交流施設等への転用による有効活用を図ります。

(3) 社会教育施設等の整備

集会施設や図書館、スポーツ施設など、社会教育施設等の利活用については、広域的な観点から施設の相互利用やネットワーク化による有効活用など維持管理の効率化を図るとともに、都市住民との交流の場として活用するよう努めます。

8 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

過疎地域に数多く残されている歴史や風土に根ざした貴重な伝統文化や風習、行事等を保存・継承するとともに、地域資源を生かした新たな地域文化を創造することにより、文化を通じて人々が支え合う個性豊かな地域づくりを推進します。

伝統文化等の継承においては、地域住民による継承だけでなく、積極的な情報発信と交流の促進等による後継者の確保など、地域の実状に応じた継承を可能とするためのソフト事業の充実・強化を図ります。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備

地域文化の振興に係る様々な施設（文化会館、美術館、博物館等）は、地域の文化活動等の拠点施設としての役割を担っており、今後とも当該施設の一層の質的充実と機能の向上を図り、新たな地域文化の発信拠点としての整備に努めます。

また、地域住民の郷土に対する愛着心を培うとともに、都市住民等の過疎地域の歴史や民俗等固有の文化への関心を高めるため、既存の文化施設等の活用や、地域に存在する多くの歴史的・文化的資源等の計画的な整備を促進します。

9 集落の整備

(1) 集落整備の方針

過疎地域の地域社会を健全に維持していくために、集落内の基礎的な生活基盤の整備を図るとともに、中心集落、基幹集落、基礎集落それぞれの機能や集落間をネットワークで結ぶ「集落ネットワーク圏」により相互補完の関係の強化を図ります。

そのため、集落間のアクセス道の整備や公共施設等の配置に当たっては、地域の特性を踏まえ、集落の適正規模に配慮しつつ、効率的かつ適正な整備を推進します。

また、近年目立ちつつある人口減少や高齢化の著しい集落では、生活・産業・文化面などにおける集落の持つ多面的機能が低下し、集落自体の維持が困難な状況が出てきています。

こうした集落を支援するため、農地・山林等の地域資源の管理、農林業等における生産活動の相互扶助、日常生活における相互扶助等の集落活動を促進するために各種支援の充実を図るとともに、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」などの集落への人材派遣など、ソフト事業の充実・強化に努めます。

(2) 集落の再編整備

集落再編整備を実施する場合には、行財政効率の面だけではなく、その対象である小規模集落が現にその場所に存在している意義を十分に考慮し、関係者の理解と合意の下に行うものとします。

また、生活環境や生活基盤の基礎的な整備が図られた地域においては、若年層の定住促進や都会からのUJIターンを推進するため、時代のニーズに対応した多様な住宅整備を地域住民の生活環境に配慮しながら積極的に行うものとします。

なお、集落再編をハード面での「集落移転」としてのみ捉えるだけでなく、集落の地縁血縁的な「社会システム」を再編していく観点からのソフト面の対策の充実・強化を推進します。

(3) 集落ネットワーク圏の形成支援

地域社会を構成する最も基礎的な集落（基礎集落）は、少子化高齢化と人口流失による集落の小規模化により集落機能の維持が困難な状況にあるため、より広範囲で、地域住民の日常生活上要となる施設が整った集落（基幹集落）を中心とした複数集落をひとつのまとまりとして活性化を図る「集落ネットワーク圏」の形成に当たり、県では、先進事例や専門家を紹介することで、市町村への支援を行うほか、自らの集落のあるべき姿を考え、持続可能な集落づくりのために行動を起こしていけるような人材の育成に努めます。

10 多様な主体と行政の連携及び広域連携の強化

(1) 多様な主体と行政の連携

過疎地域の自立促進にあたっては、市町村の自主的・主体的な取組が何よりも重要であり、これに県が協力し、国が特例措置により支援することとされています。また近年、地域コミュニティ、NPO、企業などの多様な主体が、地域づくりに取り組むことも注目されています。

市町村が過疎対策の中心的役割を担うこととなりますが、国、県を含めた行政の取組だけではなく、上述の多様な主体と行政とが連携して地域の課題を共有し、一体となって取り組むことが今後益々重要となっていきます。

今後の過疎対策については、過疎地域の自立促進の実現を目指し、多様な主体と行政との連携をさらに強化し、地域づくりを推進します。

(2) 広域連携の強化

過疎対策における隣接市町村は、公共交通や医療など共通の課題を抱えていることから、双方が連携することにより、施設等へ重複投資が避けられるなど効率的かつ効果的な対策が実施できることとなります。

また、過疎市町村は、産業構造の変化などにより日常的な生活圏や雇用の場が広がり、地域の中心的な都市との密接な関係が強まっていることから、中心的な都市との広域的な連携をさらに強化することにより、より効率的かつ効果的な過疎対策が可能となります。

さらに、自治体間の連携だけでなく、地域コミュニティ、NPOなどの多様な主体同士が連携して地域課題の解決に取り組むことも効果的と考えられることから、その積極的な促進が望まれます。

今後の過疎対策の実施に当たっては、地域の実情を踏まえ、地域に合った広域連携を進めるとともに、その強化を図ります。

(3) その他

合併した過疎市町村については、過疎地域に住む住民の地域に対する思いや良き伝統、さらにはこれまで培われてきた取組みのあり方に配慮し、生かしていく仕組みを考えることが必要です。

11 地域別自立促進方針

(1) 県西部地域（高崎市の~~区域~~のうち旧倉渚村の区域）

当地域は、榛名山の南西に位置し、総面積の約86%が山林です。この地域を水源とする烏川が区域のほぼ中央を流れ、両側の段丘に耕地があり、集落が散在していますが、就業の機会も少なく人口の減少が進んでおり、老年人口も高い割合となっています。

古くからの~~主幹~~基幹産業である農林業は、後継者離れと担い手の高齢化により、厳しい環境の中にあります。一方、他の地域から農業への新規参入者などの移住を推進するとともに、地域の特性と首都圏に近いという立地条件を生かし、有機農法等により農産物に付加価値を付けた農産物の産地化を図るとともに、消費者との提携や、体験型の農業などを一層進めていきます。

今後は、北陸新幹線「安中榛名駅」へのアクセスの良さを生かし、自然環境の保全に努めながら、生活基盤の整備を充実し若年層の定住化を図ります。また、遊休農地を利用した「クライנגアルテン」や「はまゆう山荘」の他、平成26年4月にオープンした「道の駅 くらぶち小栗の里」などを核とした都市住民との交流や高崎市の市街地との連携を促進するとともに、地域にある温泉や、数多い道祖神、小栗上野介関連史跡をはじめとした歴史遺産などの地域資源を活用した魅力ある地域づくりを進め、地域全体の活性化を図ります。

(2) 県南西部地域（藤岡市の~~区域~~のうち旧鬼石町の区域、上野村、神流町、下仁田町、南牧村）

① 藤岡市の~~区域~~のうち旧鬼石町の区域、上野村、神流町

当地域は県南部に位置し、埼玉県、長野県と県境を接する山林地域です。厳しい自然条件に加え、社会経済状況の変化により基幹産業である農林業の衰退が著しく、県内でも有数の過疎地域、高齢化地域となっています。一方、関東一の清流と言われる神流川や緑あふれる自然環境に恵まれ、日本の原風景である農山村の暮らしが今なお現存する魅力ある地域でもあります。

当地域の自立促進には、道路交通網等の整備により定住環境を確保するとともに、将来にわたり都市住民に貴重な自然と心の安らぎを提供し続けることのできる環境整備を図る必要があります。

そのため、桜山森林公園、三波石峡（旧鬼石町）、恐竜センター（神流町）、天空回廊、神流川発電所（上野村）などの豊富な観光資源を、湯の沢トンネル開通により交通アクセスが向上した南牧・下仁田地域の観光施設と広域的なネットワークで結び、奥多野周遊コースとして新たな観光資源の掘り起こしを行います。

また、農業や自然の体験を行うグリーン・ツーリズムやエコツーリズム等、農業、林業、観光各分野との横断的連携を進めるとともに、「神流マウンテンラン&ウォーク」など当地域の個性を生かした新しいイベントによる地域振興策や「赤じゃが」など新しい地場産品の開発等による地域ブランドの創出を図ります。

② 下仁田町、南牧村

当地域は県南西部に位置し、林野面積が85%以上を占めています。基幹産業である農林業については、総人口の著しい減少に伴い農林業従事者数も減少の一途にあり、後継者不足に加えて耕作放棄地等も増加しています。また、就業場所が少ないことから若年人口が減少し、高齢化が依然として進行しています。特に南牧村においては、平成17年国勢調査において日本一の高齢化の村となり、少子化の進行も著しいことから、小中学校は各一校に統合されています。近年では、過疎化の進行により集落機能が維持できず地域コミュニティが衰退し、消滅の可能性が危惧される集落も見受けられるようになりました。また、これらの地域住民の足を確保するための公共交通機関の維持などが大きな課題となっています。

当地域の農林業の振興にあたっては、こんにゃく、下仁田ねぎ、しいたけ、炭製品などの地域の特産物の販売拡大を図るとともに、優良林業地域・製材業の集積地域としての特性を生かして、地域材「かぶら材」の一体的な生産・加工・供給体制の確立を引き続き促進します。

また「ふるさと林道湯の沢線」により交通の便が良くなった奥多野地域と連携を深め、広域的な観光及び地域振興の両面で協力を図るとともに、妙義荒船佐久高原国定公園という恵まれた自然環境や南牧村の名瀑、「道の駅しもにた」、「道の駅オアシスなんもく」などの県内外から人気のあるスポットをさらに広く紹介し、農産物販売をはじめとした農業と観光による地域経済の活性化と交流人口の増大、ひいては地場産業と観光振興を図ります。

さらに平成26年6月25日に世界遺産登録を目指すされた「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産の一つである「荒船風穴」を抱える拠点地域として、これらの絹産業遺産の保全に努めるとともに、「日本ジオパーク」として認定され国内認定さらには世界認定をも視野に入れた下仁田町の「ジオパーク構想」を推進します。ジオパーク構想については、積極的な地域からの機運の高まり及び関係機関の協力により、地域環境の保全や学習の場など教育的な視点も重視した活用を図り、観光客の誘致による交流人口の増大と地域経済の活性化を図っていきます。

公共交通機関としての上信電鉄は、地域住民の重要な足を守る観点はもとより、今後は観光にも重点を置いた鉄道として積極的な観光客誘致により路線の維持を図っていく必要があります。

(3) 県北西部地域（中之条町、嬭恋村、東吾妻町）

当地域は県北西部に位置し、豊かな自然に恵まれた農山村地域です。温泉をはじめとする豊富な観光資源にも恵まれた地域ですが、就業の場が少なく若年層を中心とした人口の減少が深刻な問題であり、地域高規格道路「上信自動車道」の早期建設及び生活道路・下水道などの基盤整備が最重要課題となっています。

観光は域内の基幹産業であり、一層の振興を図るとともに林業・農業などの他産業との連携を深め、域内はもとより、渋川地域や利根・沼田地域など隣接地域との広域的な連携・機能分担を図ることにより、地域の活性化を促進します。

中之条町の区域は、四万温泉や沢渡温泉など数多くの温泉地のほか、赤岩地区（重要伝統的建造物群保存地区）などの歴史資産と平成27年5月29日にラムサール条約湿地登録簿に掲載された芳ヶ平湿原やチャツボミゴケ公園をはじめとする貴重な自然資源である芳ヶ平湿地群~~チャツボミゴケや芳ヶ平など豊富な自然~~を生かした観光立町を目指します。なかでも、作家と住民そして観客が一緒に作り上げる現代アートの祭典「中之条ビエンナーレ」を通じて交流人口の増加を図り、町全体の活性化を図るほか、「六合温泉医療センター」を核とした「福祉リゾート」を目指します。また、地域の自然環境を生かした農産物や伝統工芸品の販路拡大、産地強化を促進し、農業と観光を結びつけた新しい産業モデルの確立を促進し、地域の振興を図ります。さらに、小水力発電などの「再生可能エネルギー」によるエネルギー地産地消の町づくりを進めます。

嬭恋村の区域は、幹線道路網の整備により自然環境や景観が優れた長期滞在型リゾート地・魅力ある観光地づくりを行います。また、高原キャベツの一大産地を維持しながら豊かな観光資源と農林業との連携を進め、情報ネットワーク化や交流拠点施設を整備します。都市との交流事業などにより移住人口増を目指し、幼保一元化などの子育て支援を拡充して若者の定住確保を図ります。

東吾妻町の区域は、町道等の整備や污水处理施設等の普及を促進するとともに、高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備を推進します。また、基幹産業である農林業の振興を図るため、都市住民のふるさと回帰の誘導やUJIターン者の就農支援を行い、担い手対策や耕作放棄地対策に必要な措置を講じ地域の活性化を図ります。さらに各産業間の連携を促進し、都市との積極的な交流による産業基盤の整備等を図ります。観光に関しては、吾妻峡と箱島湧水を中心に『必ず立ち寄りたい観光地』となるよう、計画的に関連施設を整備し、効果・効率的な運用を行い、ネットワークづくりを進めます。

(4) 県北東部地域（沼田市のうち旧利根村の区域、片品村、みなかみ町）

当地域は、尾瀬や吹割の滝、谷川連峰などの山岳、湖沼等、豊かな自然環境と水資源を有しており、温泉地や数多くのスキー場等、自然利用型の観光施設が整備され、充実

しています。しかし、レジャーの多様化と高速交通網の発達等により首都圏からの日帰り圏内化が進み、宿泊客やスキー場の入り込み客の減少が続いています。

沼田市の区域における旧利根村の区域と片品村については、今後は、尾瀬に代表される豊かな自然を利用した、「ヘルスツーリズム」（医学的な根拠に基づきストレス解消、体力増強など健康増進を目的とした旅行）や「グリーン・ツーリズム」などの滞在型観光や広域観光振興等により宿泊客増加を図ります。

また、北関東自動車道の全線開通、平成25年11月に開通した国道120号・椎坂バイパス（トンネル）~~の開通~~に対応した新たな観光客の取り込みを行うとともに、地域の魅力を再発見し、地域住民が誇りを持って生き活きと暮らせる地域づくり、地域間・団体間のネットワーク構築等を推進し、地域の魅力の再発見と向上に取り組みます。

当地域の産業は、農業と観光を主としていますが、これらを有機的に結びつけ、高原野菜や果樹、農産加工品等のブランド化や開発・製造・販売を促進し、就労機会の拡大と地場産業の振興を図ります。

さらには森林や水等の自然の資源を活用しながら、積極的に都市と交流することで自然保護や環境保全への理解を喚起し、地域の自立を促進します。

みなかみ町については、利根川源流の町として、首都圏の水瓶として、豊かな森林資源・生態系を保全し、地域住民一人一人が誇りを持って水環境を守る取組を推進し、首都圏に向けて地域をPRすることによりUJIターンによる定住化を促進します。

地域内の基幹産業である観光については、谷川連峰「一ノ倉沢・マチガ沢」に代表される美しい山々、利根川、ならまた湖、奥利根湖などの豊かな自然環境を観光資源として活用し、ラフティングやキャニオニング、レイクカヌー等のアウトドア体験等と水上温泉や猿ヶ京温泉等の温泉地、「たくみの里」などの体験型観光施設と連携したエコツーリズム等による観光振興を推進します。

さらに地域の果樹等の特産農産物や工芸品等の生産強化と新たな地場製品の開発、ブランド化を促進します。

(5) 県東部地域（桐生市の~~区域~~のうち旧黒保根村の区域、みどり市の~~区域~~のうち旧（勢）東村の区域）

当地域は、赤城山東麓に広がる豊かな自然に恵まれた山林地帯であり、地域の90%以上を森林が占め、農地と宅地を合わせても3%弱です。

このような地形であるため、古くからの基幹産業である農林業の生産性向上が容易ではなく、企業もほとんどが小規模です。そのため、若年層を中心として都市部へ人口が流出しており、過疎化・高齢化を招いています。

当地域については、農林業や地場産業の振興とともに観光との結び付きを強め、地域

内への定着及び住民福祉の向上を図るため、道路や観光施設、宅地の開発や情報通信基盤の整備など、農林業生産基盤や生活基盤の整備を促進します。

また、将来を見据えた人材育成を図るため、教育・文化施設の整備・充実を図るとともに、定住人口が減少する中で、恵まれた自然・文化・歴史及び景観などの地域資源を生かし、都市住民等との交流人口の増加を図ります。

地域住民にとって大切な公共交通機関である「わたらせ渓谷鐵道」沿線は、当地域最大の観光資源でもあります。そのため、輸送の安全性向上のための施設整備に対し支援を行うほか、沿線市とも協力しながら、鉄道の利用促進のための支援協力を行うとともに、利用者の利便性の向上を図るため、駅舎や周辺環境整備を進めます。

さらに、北関東自動車道の全線開通を~~見据えた~~に併せた道路網整備を推進します。

資 料 編

図一 1 過疎地域

群馬県の過疎地域
(平成26年4月1日現在)



表－1 過疎地域市町村等の人口、面積、財政状況等

市町村名等	H22国勢調査			面積 (km ²)	財政力指数 (H24-26)
	人口	若年者比率	高齢者比率		
高崎市 (旧倉漕村)	4,067	11.6%	36.0%	127.26	—
桐生市 (旧黒保根村)	2,259	11.2%	37.7%	101.5	—
沼田市 (旧利根村)	4,337	10.7%	32.7%	278.9	—
藤岡市 (旧鬼石町)	6,100	13.0%	33.0%	52.45	—
みどり市 (旧(勢)東村)	2,526	11.0%	38.5%	141.57	—
上野村	1,306	8.5%	42.3%	181.86	1.01
神流町	2,352	5.8%	52.3%	114.69	0.13
下仁田町	8,911	10.1%	40.0%	188.27	0.28
南牧村	2,423	5.9%	57.2%	118.78	0.14
中之条町	18,216	12.0%	33.0%	439.28	0.39
嬭恋村	10,183	12.2%	28.5%	337.51	0.40
東吾妻町	15,622	12.2%	31.5%	253.65	0.42
片品村	4,904	11.6%	29.2%	392.01	0.24
みなかみ町	21,345	11.8%	31.6%	780.91	0.45
県過疎地域	104,551	11.5%	33.9%	3508.64	0.39
県全体	2,008,068	14.5%	23.4%	6362.33	0.72
割合	5.2%			55.1%	

※人口減少率は、国勢調査人口（組み替え後）の数値をもとに算出。

※若年者比率は15歳～29歳の人口、高齢者比率は65歳以上の人口の全人口に対する比率。

※財政力指数のうち県過疎地域の値は一部過疎地域を除いた団体の値。

表－２ 過疎地域市町村等の人口推移

市町村名	国勢調査人口(人)										人口増減率(%)										
	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	S40-45	S45-50	S50-55	S55-60	S60-H2	H2-7	H7-12	H12-17	H17-22	S60-H22	S40-H22
高崎市 (旧倉湖村)	6,944	6,511	6,237	5,973	5,732	5,509	5,176	4,838	4,427	4,067	▲ 6.2	▲ 4.2	▲ 4.2	▲ 4.0	▲ 3.9	▲ 6.0	▲ 6.5	▲ 8.5	▲ 8.1	▲ 29.0	▲ 41.4
桐生市 (旧黒保根村)	4,616	3,914	3,479	3,356	3,213	3,030	2,860	2,753	2,586	2,259	▲ 15.2	▲ 11.1	▲ 3.5	▲ 4.3	▲ 5.7	▲ 5.6	▲ 3.7	▲ 6.1	▲ 12.6	▲ 29.7	▲ 51.1
沼田市 (旧利根村)	8,313	7,288	6,610	6,508	6,218	5,875	5,606	5,274	4,865	4,337	▲ 12.3	▲ 9.3	▲ 1.5	▲ 4.5	▲ 5.5	▲ 4.6	▲ 5.9	▲ 7.8	▲ 10.9	▲ 30.3	▲ 47.8
藤岡市 (旧鬼石町)	11,476	10,720	10,415	9,572	9,042	8,432	7,852	7,269	6,808	6,100	▲ 6.6	▲ 2.8	▲ 8.1	▲ 5.5	▲ 6.7	▲ 6.9	▲ 7.4	▲ 6.3	▲ 10.4	▲ 32.5	▲ 46.8
みどり市 (旧(勢)東村)	6,368	5,814	5,157	4,517	4,173	3,876	3,657	3,275	2,948	2,526	▲ 8.7	▲ 11.3	▲ 12.4	▲ 7.6	▲ 7.1	▲ 5.7	▲ 10.4	▲ 10.0	▲ 14.3	▲ 39.5	▲ 60.3
上野村	3,551	2,996	2,581	2,309	1,968	1,711	1,586	2,285	1,535	1,306	▲ 15.6	▲ 13.9	▲ 10.5	▲ 14.8	▲ 13.1	▲ 7.3	44.1	▲ 32.8	▲ 14.9	▲ 33.6	▲ 63.2
神流町	7,799	6,878	5,982	5,469	4,746	4,159	3,644	3,210	2,757	2,352	▲ 11.8	▲ 13.0	▲ 8.6	▲ 13.2	▲ 12.4	▲ 12.4	▲ 11.9	▲ 14.1	▲ 14.7	▲ 50.4	▲ 69.8
下仁田町	19,148	17,573	16,285	15,228	14,237	13,683	12,266	11,171	10,144	8,911	▲ 8.2	▲ 7.3	▲ 6.5	▲ 6.5	▲ 3.9	▲ 10.4	▲ 8.9	▲ 9.2	▲ 12.2	▲ 37.4	▲ 53.5
南牧村	8,715	7,671	6,856	5,893	5,089	4,387	3,829	3,340	2,929	2,423	▲ 12.0	▲ 10.6	▲ 14.0	▲ 13.6	▲ 13.8	▲ 12.7	▲ 12.8	▲ 12.3	▲ 17.3	▲ 52.4	▲ 72.2
中之条町	24,682	23,389	22,792	22,618	22,451	21,627	21,056	20,389	19,398	18,216	▲ 5.2	▲ 2.6	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 3.7	▲ 2.6	▲ 3.2	▲ 4.9	▲ 6.1	▲ 18.9	▲ 26.2
嬭恋村	13,775	12,074	10,839	10,737	11,056	10,957	11,135	10,657	10,858	10,183	▲ 12.3	▲ 10.2	▲ 0.9	3.0	▲ 0.9	1.6	▲ 4.3	1.9	▲ 6.2	▲ 7.9	▲ 26.1
東吾妻町	22,520	20,801	20,128	19,975	19,641	19,169	18,420	17,689	16,847	15,622	▲ 7.6	▲ 3.2	▲ 0.8	▲ 1.7	▲ 2.4	▲ 3.9	▲ 4.0	▲ 4.8	▲ 7.3	▲ 20.5	▲ 30.6
片品村	7,570	6,754	6,228	6,134	6,132	6,109	6,106	5,929	5,478	4,904	▲ 10.8	▲ 7.8	▲ 1.5	0.0	▲ 0.4	0.0	▲ 2.9	▲ 7.6	▲ 10.5	▲ 20.0	▲ 35.2
みなかみ町	33,470	29,218	29,022	28,123	27,261	26,540	26,252	25,079	23,310	21,345	▲ 12.7	▲ 0.7	▲ 3.1	▲ 3.1	▲ 2.6	▲ 1.1	▲ 4.5	▲ 7.1	▲ 8.4	▲ 21.7	▲ 36.2
県過疎地域	178,947	161,601	152,611	146,412	140,959	135,064	129,445	123,158	114,890	104,551	▲ 9.7	▲ 5.6	▲ 4.1	▲ 3.7	▲ 4.2	▲ 4.2	▲ 4.9	▲ 6.7	▲ 9.0	▲ 25.8	▲ 41.6
県全体	1,605,584	1,658,909	1,756,480	1,848,562	1,921,259	1,966,265	2,003,540	2,024,852	2,024,135	2,008,068	3.3	5.9	5.2	3.9	2.3	1.9	1.1	0.0	▲ 0.8	4.5	25.1

表－３ 過疎地域の年齢階層別人口

区 分	S40		S45		S50		S55		S60		H2		H7		H12		H17		H22		S40-H22	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	増減率	
県過疎地域	計	178,947	100.0%	161,601	100.0%	152,611	100.0%	146,412	100.0%	140,959	100.0%	135,064	100.0%	129,445	100.0%	123,158	100.0%	114,890	100.0%	104,551	100.0%	-41.6%
	15-29歳	36,201	20.2%	33,683	20.8%	31,388	20.6%	27,783	19.0%	23,908	17.0%	21,322	15.8%	19,586	15.1%	17,820	14.5%	14,713	12.8%	11,975	11.5%	-66.9%
	65歳以上	13,892	7.8%	15,746	9.7%	17,566	11.5%	19,478	13.3%	21,541	15.3%	25,213	18.7%	30,369	23.5%	33,715	27.4%	35,728	31.1%	35,425	33.9%	155.0%
県全体	計	1,605,584	100.0%	1,658,909	100.0%	1,756,480	100.0%	1,848,562	100.0%	1,921,259	100.0%	1,966,265	100.0%	2,003,540	100.0%	2,024,852	100.0%	2,024,135	100.0%	2,008,068	100.0%	25.1%
	15-29歳	427,829	26.6%	443,508	26.7%	415,662	23.7%	370,650	20.1%	365,879	19.0%	399,359	20.3%	411,171	20.5%	386,591	19.1%	332,100	16.4%	290,994	14.5%	-32.0%
	65歳以上	110,277	6.9%	130,799	7.9%	154,371	8.8%	184,115	10.0%	214,871	11.2%	256,367	13.0%	313,425	15.6%	367,117	18.1%	416,909	20.6%	470,520	23.4%	326.7%

※国勢調査の結果を基に算出。

表－４ 過疎地域市町村等の産業別人口

区 分	S40		S45		S50		S55		S60		H2		H7		H12		H17		H22		S40-H22 増減率	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比		
過 疎	第1次産業	43,851	50.5%	36,191	43.3%	27,029	34.8%	24,627	31.1%	18,208	24.4%	14,638	20.2%	11,941	17.3%	10,443	16.3%	8,936	16.3%	7,905	15.5%	-82.0%
	第2次産業	17,835	20.6%	19,930	23.9%	20,945	27.0%	23,298	29.5%	23,524	31.5%	23,596	32.5%	21,309	30.8%	19,200	30.0%	13,878	25.3%	12,535	24.5%	-29.7%
	第3次産業	25,080	28.9%	27,403	32.8%	29,720	38.3%	31,154	39.4%	32,865	44.1%	34,351	47.3%	35,855	51.9%	34,274	53.6%	31,955	58.3%	30,650	60.0%	22.2%
	計	86,766	100.0%	83,524	100.0%	77,694	100.0%	79,079	100.0%	74,597	100.0%	72,585	100.0%	69,105	100.0%	63,917	100.0%	54,769	100.0%	51,090	100.0%	-41.1%
全 県	第1次産業	273,897	33.7%	242,580	27.2%	175,710	20.2%	148,458	16.5%	124,072	12.9%	99,167	9.8%	83,222	7.9%	71,815	6.9%	66,291	6.6%	51,801	5.5%	-81.1%
	第2次産業	256,521	31.6%	314,234	35.3%	316,003	36.3%	344,283	38.3%	376,044	39.2%	406,254	40.0%	401,218	38.2%	378,958	36.6%	332,689	33.0%	297,640	31.8%	16.0%
	第3次産業	281,664	34.7%	333,465	37.5%	378,239	43.5%	407,332	45.3%	458,342	47.8%	509,546	50.2%	564,569	53.8%	584,534	56.5%	608,896	60.4%	585,636	62.6%	107.9%
	計	812,082	100.0%	890,279	100.0%	869,952	100.0%	900,073	100.0%	958,458	100.0%	1,014,967	100.0%	1,049,009	100.0%	1,035,307	100.0%	1,007,876	100.0%	935,077	100.0%	15.1%

※「計」は、各産業の合計であり、分類不能の職業等は含まれていない。
 ※平成17年度には旧黒保根村及び旧利根村の数値は含まれていない。
 ※国勢調査資料を基に作成。

表－5 平成25年度 区分別歳入決算額

(単位：千円)

区 分	過疎市町村		非過疎市町村		県計		(再掲)			
							市計		町村計	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市 町 村 税	13,393,538	22.7%	278,624,660	36.3%	292,018,198	35.4%	247,558,971	36.4%	44,459,227	30.4%
地 方 譲 与 税	790,343	1.3%	7,524,027	1.0%	8,314,370	1.0%	6,405,816	0.9%	1,908,554	1.3%
利 子 割 交 付 金	19,938	0.0%	605,205	0.1%	625,143	0.1%	541,592	0.1%	83,551	0.1%
地 方 消 費 税 交 付 金	785,790	1.3%	18,377,963	2.4%	19,163,753	2.3%	16,315,640	2.4%	2,848,113	1.9%
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	97,538	0.2%	913,878	0.1%	1,011,416	0.1%	711,554	0.1%	299,862	0.2%
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
自 動 車 取 得 税 交 付 金	240,842	0.4%	2,293,996	0.3%	2,534,838	0.3%	1,952,983	0.3%	581,855	0.4%
地 方 特 例 交 付 金	18,386	0.0%	1,196,291	0.2%	1,214,677	0.1%	1,065,694	0.2%	148,983	0.1%
地 方 交 付 税	22,684,148	38.5%	112,501,030	14.7%	135,185,178	16.4%	96,230,745	14.2%	38,954,433	26.6%
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,376	0.0%	456,354	0.1%	475,730	0.1%	412,968	0.1%	62,762	0.0%
分 担 金 負 担 金	318,750	0.5%	10,728,364	1.4%	11,047,114	1.3%	9,666,121	1.4%	1,380,993	0.9%
使 用 料	946,271	1.6%	11,429,793	1.5%	12,376,064	1.5%	10,113,115	1.5%	2,262,949	1.5%
手 数 料	222,311	0.4%	4,633,547	0.6%	4,855,858	0.6%	4,370,083	0.6%	485,775	0.3%
国 庫 支 出 金	3,830,185	6.5%	91,346,746	11.9%	95,176,931	11.5%	82,343,296	12.1%	12,833,635	8.8%
国 有 提 供 施 設 等 所 在	0	0.0%	106,802	0.0%	106,802	0.0%	41,831	0.0%	64,971	0.0%
県 支 出 金	3,619,215	6.1%	45,355,516	5.9%	48,974,731	5.9%	39,575,945	5.8%	9,398,786	6.4%
財 産 収 入	551,795	0.9%	4,349,516	0.6%	4,901,311	0.6%	3,705,622	0.5%	1,195,689	0.8%
寄 付 金	165,619	0.3%	1,239,079	0.2%	1,404,698	0.2%	1,038,183	0.2%	366,515	0.3%
繰 入 金	1,384,550	2.4%	20,022,698	2.6%	21,407,248	2.6%	16,122,013	2.4%	5,285,235	3.6%
繰 越 金	2,658,826	4.5%	16,662,593	2.2%	19,321,419	2.3%	12,062,814	1.8%	7,258,605	5.0%
諸 収 入	1,766,397	3.0%	62,165,549	8.1%	63,931,946	7.7%	58,443,753	8.6%	5,488,193	3.7%
地 方 債	5,393,651	9.2%	76,221,264	9.9%	81,614,915	9.9%	70,506,101	10.4%	11,108,814	7.6%
歳 入 合 計	58,907,469	100.0%	766,754,871	100.0%	825,662,340	100.0%	679,184,840	100.0%	146,477,500	100.0%
歳入単純平均（一団体）	6,545,274		29,490,572		23,590,353		56,598,737		6,368,587	

※平成25年度市町村の財政状況（群馬県市町村課）による。

表－6 平成25年度 目的別歳出決算額 構成比

(単位：千円)

区 分	過疎市町村		非過疎市町村		県計		(再掲)			
							市計		町村計	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議 会 費	693,324	1.3%	5,548,670	0.8%	6,241,994	0.8%	4,363,746	0.7%	1,878,248	1.4%
総 務 費	9,308,551	16.9%	88,151,221	12.0%	97,459,772	12.4%	74,648,306	11.5%	22,811,466	16.7%
民 生 費	10,415,932	18.9%	234,831,345	32.0%	245,247,277	31.1%	213,451,988	32.8%	31,795,289	23.2%
衛 生 費	4,939,652	9.0%	52,580,067	7.2%	57,519,719	7.3%	45,665,794	7.0%	11,853,925	8.7%
労 働 費	220,007	0.4%	2,686,879	0.4%	2,906,886	0.4%	2,310,379	0.4%	596,507	0.4%
農 林 水 産 業 費	4,576,965	8.3%	16,979,791	2.3%	21,556,756	2.7%	12,682,001	1.9%	8,874,755	6.5%
商 工 費	2,154,245	3.9%	51,170,991	7.0%	53,325,236	6.8%	48,743,560	7.5%	4,581,676	3.3%
土 木 費	5,238,405	9.5%	85,128,863	11.6%	90,367,268	11.5%	74,334,149	11.4%	16,033,119	11.7%
消 防 費	2,171,618	3.9%	27,638,873	3.8%	29,810,491	3.8%	23,653,758	3.6%	6,156,733	4.5%
教 育 費	8,147,589	14.8%	98,161,889	13.4%	106,309,478	13.5%	87,670,226	13.5%	18,639,252	13.6%
災 害 復 旧 費	235,129	0.4%	489,772	0.1%	724,901	0.1%	406,005	0.1%	318,896	0.2%
公 債 費	7,050,462	12.8%	69,671,226	9.5%	76,721,688	9.7%	63,445,860	9.7%	13,275,828	9.7%
諸 支 出	3,977	0.0%	54,224	0.0%	58,201	0.0%	54,224	0.0%	3,977	0.0%
前 年 度 繰 上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
歳 出 合 計	55,155,856	100.0%	733,093,811	100.0%	788,249,667	100.0%	651,429,996	100.0%	136,819,671	100.0%

※平成25年度市町村の財政状況（群馬県市町村課）による。

表－7 平成25年度 性質別歳出決算額 構成比

(単位：千円)

区 分		過疎市町村		非過疎市町村		県計		(再掲)			
								市計		町村計	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
義務的経費	人件費	9,354,488	17.0%	115,632,512	15.8%	124,987,000	15.9%	102,277,533	15.7%	22,709,467	16.6%
	扶助費	3,707,724	6.7%	139,078,025	19.0%	142,785,749	18.1%	129,048,317	19.8%	13,737,432	10.0%
	公債費	7,050,462	12.8%	69,670,052	9.5%	76,720,514	9.7%	63,444,686	9.7%	13,275,828	9.7%
	計	20,112,674	36.5%	324,380,589	44.2%	344,493,263	43.7%	294,770,536	45.2%	49,722,727	36.3%
投資的経費	普通建設事業費	9,797,099	17.8%	101,106,983	13.8%	110,904,082	14.1%	87,806,500	13.5%	23,097,582	16.9%
	災害復旧事業費	235,129	0.4%	489,772	0.1%	724,901	0.1%	406,005	0.1%	318,896	0.2%
	失業対策事業費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	計	10,032,228	18.2%	101,596,755	13.9%	111,628,983	14.2%	88,212,505	13.5%	23,416,478	17.1%
その他の諸費		25,010,954	45.3%	307,116,467	41.9%	332,127,421	42.1%	268,446,955	41.2%	63,680,466	46.5%
歳入合計		55,155,856	100.0%	733,093,811	100.0%	788,249,667	100.0%	651,429,996	100.0%	136,819,671	100.0%
歳出単純平均(一団体)		6,128,428		28,195,916		22,521,419		54,285,833		5,948,681	

※平成25年度市町村の財政状況(群馬県市町村課)による。